

令和5年度 第2回中野区文化財保護審議会 議事要旨

- 1 開催日時
令和6年3月19日(火) 14時から16時
- 2 開催場所
中野区立歴史民俗資料館1階 研修室
- 3 出席者
委員：大石学、仲町啓子、松原智美、山崎祐子、渡辺丈彦（敬称略）
事務局：区民部 文化振興・多文化共生推進課
（富士縄課長、佐藤文化財係長、比留間学芸員、藤掛学芸員、小林主事）
- 4 傍聴者
2名
- 5 議決事項
（1）「中野区文化財保護審議会の運用について」の決定 （資料1）
- 6 報告事項
（1）令和5年度埋蔵文化財実績について （資料2）
（2）名勝哲学堂公園について （資料3）
（3）令和6年度歴史民俗資料館の年間スケジュールについて （資料4）
（4）旧中野刑務所正門について （資料5-1～2）
- 7 審議事項
（1）未登録文化財について （資料6）
（2）今後の文化財の登録・指定について （資料7-1～2）
- 8 公開の可否
一部公開（議決内容、「今後の文化財の登録・指定について」を除く）

・配付資料

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 資料1 | 中野区文化財保護審議会の運用について |
| 資料2 | 令和5年度 埋蔵文化財対応状況について |
| 資料3 | 名勝哲学堂公園について |
| 資料4 | 2024年度 歴史民俗資料館 展示・イベント年間スケジュール |
| 資料5-1 | 旧中野刑務所正門の移築・修復工事に係る進捗状況について |
| 資料5-2 | 旧中野刑務所正門周囲での本格調査成果速報 |
| 資料6 | 未登録文化財について |
| 資料7-1 | 今後の文化財の登録・指定について |
| 資料7-2 | 中野区内登録・指定文化財一覧 |

1 議決内容

・事務局

資料1「中野区文化財保護審議会の運用について」に基づき、説明。

運用方法について定めた「中野区文化財保護審議会の運用について」を決定し、これに基づき、これからの会議を公開にて運営していくことについて議決を行い、異議がなかったことから、決定とした。

2 報告事項

(1) 令和5年度埋蔵文化財実績について

・事務局

資料2「令和5年度 埋蔵文化財対応状況について」に基づき、説明。

・委員

哲学堂公園の庭球場工事の遺構の発掘現場だが、開発面積、発掘面積はどの程度なのか。

・事務局

発掘面積は約900㎡。テンバコ3箱程度の遺物が出た。

・委員

遺物の出土量が多い。哲学堂公園は国名勝であることから、現状変更を伴うことであり、報告書を出すべきなのではないか。

・事務局

工事所管と今後調整したい。

・委員

神明町氷川神社遺跡の調査では竪穴住居の遺構が出たとの報告だが、こうしたことはよくあることなのか。他の地域ではどうか。

・事務局

この近辺では、小学校敷地の埋蔵文化財調査でも見つかっている。

・委員

哲学堂公園の道路状遺構とはどのようなものか。

・事務局

当初、溝だと考えていたが、大八車の轍が認められた。砂利を敷き詰めて沈み込まないようにしている。哲学堂公園の弓道場でも同様のものが見つかっており、時期としては近世のものである。哲学堂公園は、全体的にこうした土地利用がなされていたのだと考えられる。

・委員

道路状遺構ということだが、これ自体が道路なのか。

・事務局

大八車の轍が残っており、道路であると考えられる。

・委員

成願寺の防空壕にまつわる事柄について、周辺住民から聞き取りはしたのか。

・事務局

防空壕のある成願寺には聞き取りはしたが、記憶にはないとのことだった。住民には聞き取りをしておらず、今後検討したい。

・委員

この件の報告書の完成が待たれるが、いつ頃になるのか。

・事務局

成願寺遺跡は令和6年春頃、神明町氷川神社遺跡は令和6年度冬頃を予定している。

(2) 名勝哲学堂公園について

・事務局

資料3「名勝哲学堂公園について」に基づき、説明。

・委員

中野区教育委員会許可分の現状変更について、立ち枯れというものがあるが、これはどういうことか。維持管理が不十分ということはないのか。

・事務局

高齢化により、冬の風等で大枝が折れるというケースがあり、約20本を数える。維持管理が行き届いていないということはないが、通行により踏み固められ、木々の生育が悪くなるケースがある。

・委員

哲学堂公園の再整備の取りまとめはどうなるのか。

・事務局

再整備計画は、令和5年度中に取りまとめられる。

・委員

大きな事業なので、今後も注視していきたい。

(3) 令和6年度歴史民俗資料館の年間スケジュールについて

・事務局

資料4「2024年度 歴史民俗資料館 展示・イベント年間スケジュール」に基づき、説明。

・委員

次年度の資料館の年間スケジュールにある、企画展「その名は中野サンプラザ」は時宜を得た企画である。全国から見学者が来ることが期待される。広報にも力を入れてほしい。

・事務局

広報の仕方には工夫し、SNSの拡散性を見込み、歴民に来館するきっかけにしたい。

- ・委員
中野サンプラザの周辺に広告をしていけないのか。
- ・事務局
中野サンプラザは既に閉鎖している。中野駅周辺での PR などを検討したい。
- ・委員
経費をかけすぎるのも問題だが、模型を作るのはいいかもしれない。

(4) 旧中野刑務所正門について

- ・事務局
資料 5 - 1 「旧中野刑務所正門の移築・修復工事に係る進捗状況について」、資料 5 - 2 「旧中野刑務所正門周囲での本格調査成果速報」に基づき、説明。
- ・委員
刑務所正門の塀部分の変遷がわかったことは成果である。このことにより、門そのものの価値も高まることになる。来年度の資料館での展示にも、この成果を反映してほしい。本格調査の報告書にも期待している。
- ・委員
創建時に比べると、復興時に塀の位置が動かされている。塀が壊れたから、変えたのか。
- ・事務局
塀の構築は元の場所ではなく、基礎がない部分で行われた。仮塀とはいえ、強固に作られている。
- ・委員
仮塀と言い切れるのか。
- ・事務局
囚人が逃げないように急遽、煉瓦塀の前側に建てたと思われる。監獄法が変わり、刑務所内部が見える縦格子塀が内側に作られた。
- ・委員
次の構築予定があれば、仮塀なのだと思うが、それが決まっていなければ仮塀とは言えない。
- ・事務局
仮塀の名称については、今後検討したい。
- ・委員
この移築・修復工事だが、なぜこんなに時間を要するのか。
- ・事務局
曳家だけであれば 1 か月もかからない。門の修復や曳家ルート of 構築・撤去も含めた期間となっている。
- ・委員
曳家の一般公開は行うのか。

- ・事務局
工事事業者等との調整もあり、今は発表できるような状況ではないが、一般公開ができない場合もあるので、映像での公開を考えている。
- ・委員
大磯町（神奈川県）では文化財について外部の人たちに見られるようにした。近所の人たちが見学し、審議会の委員も視察する。そうしたことに価値があると思う。
- ・事務局
敷地の仮囲いの塀は、一部、透明なアクリル板にしている。外からもある程度見られるが、できれば敷地内に入って見学していただきたいと思う。ただ、現状、確実にできるとは申し上げられない。
- ・委員
土日など工事が無い時に、文化財行政のアピールとして公開するといいい。
門周辺の遺構はどうなるのか。
- ・事務局
出てきたものについて全てを保存することは難しい。門の内部で展示しようにも、大がかりなものを展示するだけのスペースがない。
- ・委員
充実した形で展示する施設を考えてほしい。
- ・事務局
正門の内部については限定公開になるので、活用できる場所で周知していきたい。
- ・委員
門の創建時の復元があればいいと思うが。
- ・事務局
AR、VRなどの技術を用いて、再現することも考えられる。

3 審議事項

(1) 未登録文化財について

- ・事務局
資料6「未登録文化財について」に基づき説明。
- ・委員
未登録文化財にとってのメリットは、補助金なのか。
- ・事務局
わかりやすいメリットは補助金だと考える。
- ・委員
所有者が代替わりする際の援助はどうなるのか。
- ・事務局
国登録文化財であれば、税制優遇がある。

・委員

東日本大地震の際、文化財レスキューでうまくいったケースは、事前に正確な所在地を把握しているところだった。可能性があるものについては、悉皆調査が必要だ。ただ、中野区のように人口が多いところでは、貴重な文化財を持っていても防犯上の理由から明かさない人も多い。悉皆調査は行ったのか。

・事務局

石造物、地蔵で調査を行ったが、近年では行われていない。

・委員

東日本大震災の時も、大量に民間の文化財が出てきて、レスキューの対象とした。情報提供を求めるのは有益だ。広い範囲で、どういう文化財があるのか、調べるのがいい。大変かもしれないが、危機に瀕しているものに対して、調査を行ってほしい。

・委員

過去に建造物に対する調査成果がなかったか。

・事務局

「中野を語る建物たち 中野区大正期・昭和前期建物調査報告書」がある。

・委員

私も文化財レスキューに関わっている。津波で被災した地域では、文化財の所在がわかっていた。中野のような場所では難しい。聞き方によっては、屏風、掛け軸などは、所有していることを他人には言わない。地域の中にある有形で、皆の目に触れているものなどのうち、やれるところからやる必要がある。石像物のすべてをやってないなら、もう一回やるというのは意味がある。建造物についても、やった方がよい。

以前に調査を行ったものの後追いは、それほど難しくはない。

台東区には、指定候補リストがある。指定候補リストの中に所有者の意向とは関係なしに挙げておくものである。

一方、無形文化財や、地域の行事、それらは積極的に調べないと、気づいたらなくなっている。無形文化財の方にも心を寄せるべきだと考える。無形は財産には関わらないから、アンケート調査をするのがよい。

・事務局

具体的にどう進めるのか、制度案を作っていきたい。優先順位づけが難しいので、委員の皆さんからはご意見をいただきたい。地域性が一つの取っ掛かりになると思う。

・委員

資料にある防火水槽について、区では把握していたのか。

・事務局

区では把握していなかった。

・委員

情報の掘り起こしは必要だと思う。

(2) 今後の文化財の登録・指定について

※個人情報保護の観点から配付資料、議事内容は非公開とする。

・事務局

資料7-1「今後の文化財の登録・指定について」、資料7-2「中野区内登録・指定文化財一覧」に基づき説明。